ケアステーション　なないろ
運　営　規　程
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

（総　則）

第1条　社会医療法人　豊生会が開設する、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、ケアステーション「なないろ」が行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条　この規定は、社会医療法人　豊生会が設置運営するケアステーション　なないろ（以下、「事業所」という。）が行う地域密着型サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が介護状態にある高齢者等(以下「要介護者」という。)に対し、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条　当事業所において提供する地域密着型サービス指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

2　定期巡回サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行い、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにすることを方針とする。

3　随時対応サービス及び随時訪問サービスは、利用者からの随時の通報に適切に対応して行い、利用者が安心してその居宅において生活をおくることができるようにすることを方針とする。

4　指定事業の実施に当たっては、提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「サービス」という。）の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとする。

5　事業の運営に当たっては、関係行政機関、関係医療機関、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の関係機関との連携に努めるとともに、介護・医療連携推進会議を設置し、サービスの提供状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるなど地域との連携を図るものとする。

（名称及び所在地）

第4条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

①　名称　　ケアステーション　なないろ

②所在地　札幌市東区東苗穂3条1丁目2番90

（管理者）

第5条　事業所には、常勤の管理者を配置する。

2　管理者は、次の業務を行う。

①事業所の従業者の管理をすること。

②事業所の従業者に指定基準を遵守させるために必要な指揮命令をすること。

③その他必要な管理業務を行うこと。

3　前項第1号から第3号までの管理業務は、管理者が一元的に行うものとする。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第6条　事業所は、指定基準第3条の3に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所とし、次の従業者を配置する。

① オペレーター
② 看護師
③ 理学療法士
④ 訪問介護員等
⑤ 計画作成責任者

2　オペレーターは、介護士 9 名（常勤 9 名）・看護師 12 名（常勤 12 名）とし、利用者又はその家族からの通報の対応（随時対応サービス）の業務を行う。

3　看護師は、12 名(常勤 12 名) 理学療法士は、1 名とし、医師の指示に基づき、利用者宅を訪問看護・訪問リハビリサービスを提供する。
※併設事業所と兼務

4　訪問介護員等は 9 名（常勤 9 名・うち 1 名は管理者と兼務、）とし、利用者に対する定期巡回サービス及び随時訪問サービスの提供の業務を行う。

5　計画責任者は、1名（常勤・管理者と兼務）とし、次の業務を行う。

① サービスの利用申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行うこと
② 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成すること
③ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に際して、利用者を担当する介護支援専門員と必要な連携を行うこと
④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に際して、アセスメントを行うこと
⑤ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容について利用者又はその家族に対して 説明し、利用者の同意を得ること
⑥ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に交付すること
⑦ その他定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成及び変更に係る業務を行うこと

（営業日及び営業時間）

第7条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日
年中無休とする

(2) 事業所の営業時間は、次のとおりとする。
24時間

（サービスの内容）

第8条　サービスは、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスで構成し、その内容は次のとおりとする。

① 定期巡回サービス
訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話を行うこと。

② 随時対応サービス

あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、 随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問による対応の要否等を判断すること。

③ 随時訪問サービス

随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話を行うこと。

④ 訪問看護サービス

看護師等が、医師の指示に基づき、利用者宅を訪問して病状の観察、療養上の世話を行うこと。

（秘密の保持）

第9条　当施設とその職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する個人情報を、正当な理由なく第三者に漏らさない。但し、次の各号についての情報提供について当施設は、利用者及びその家族等から、予め同意を得た上で行うこととする。

① 介護保険サービスの利用者のための市町村、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センターその他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供。

② 保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

２ 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとする。

（苦情について）

第10条　提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する。

担当窓口は、渡辺　琴　　電話　011-780-5522

受付時間　午前9時から午後5時まで

２　担当者は、自身の不在時でも苦情への対応及び、迅速な伝達が取れるよう職員の指導にあたる。

３ 苦情があった場合には、直ちに利用者等と連絡をとり、事情を聞き、苦情の内容を把握し、必要な対策を行う。また、再発防止に向け、会議等を開催し職員へ周知し、検討内容を文書にて利用者等へ報告する。 必要に応じては、市・区・国保連へも報告する。

（虐待について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	渡辺　琴

②虐待防止対策委員会を設置し、対応を整備しています。

③虐待の防止のための指針を作成します。

④成年後見制度の利用を支援します。

⑤従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

⑥サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護す

る者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（事故発生時について）

第11条　利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

２　事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

３　事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

（緊急時における対応方法）

第12条　従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合は、速やかに次の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

①　利用者の主治の医師への連絡

②　利用者を担当する指定訪問看護事業者への連絡

③　利用者の家族等への連絡

２　事業者は、サービスの提供の開始に際し、前項各号の連絡先を利用者又はその家族から聴き取り記録を作成するものとする。

（通常の事業の実施範囲）

第13条　通常の事業の実施範囲は札幌市東区とする。

（利用料その他の費用の額）

第14条　法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額は、厚生労働省告示に定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費を控除した額とする。

２　法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した場合に利用者から支払を受ける利用料の額は、厚生労働省告示に定める指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額と同額とする。

３　前2項に規定する利用料のほか、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、事業所から利用者宅までの距離の内、実施地域を超えたところからの距離数について、その交通費として利用者から次の費用の額の支払を受けるものとする。

300円／キロメートル

４　前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（鍵の管理）

第15条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する利用者宅の合鍵を預るに当たっては、利用者又は家族に対し、内容を説明し同意を得るものとする。

合鍵の管理については所定の場所に保管し管理する。万一紛失した際には、鍵の交換を含め、当該事業所において責任を持って弁済するものとする。

（サービスの提供記録の記載）

第16条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その提供日数及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

（介護・医療連携推進会議）

第17条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が地域に密着し地域に開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を開催する。

2　介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。

3　介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、札幌市の担当職員もしくは事業所が所在する地域を管轄する地域包括センターの職員、及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者とする。

4　会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

5　介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（記録の整備）

第18条　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2　利用者に関する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（その他運営に関する留意事項）

第19条　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護、ケアステーション　なないろは、社会的使命を十分認識し、訪問看護師等職員などの質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①　採用時研修　　採用後1ヶ月

②　研修会への参加　　年間2回以上、関係研修会等へ参加する。

2　職員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを提示する。

3　サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

4　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者及びその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

5　事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認められた場合は、適切な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに

講じるものとする。

6　事業所は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護状態等の有無及び要介護状態等の期間を確かめるものとする。

7　事業所は、前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会の意見が記載されているときには、当該認定調査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。

8　指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通達するものとする。

9　事業所は、居宅介護支援事業所またはその従業者に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

10　当該サービスは、要介護者に提供するものであり、同居する家族へ提供するものではない。

11　この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

（非常災害対策）

第20条　管理者は、非常災害時における対策について計画を作り、職員・利用者に周知徹底させ、且つ必要な訓練を実施するものとする。

（補　　則）

第21条　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会医療法人豊生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

＜附　　則＞

本規程は　平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
本規程は、平成 25 年 3 月1日より一部改訂し施行する。
本規程は、平成 25 年 9 月1日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 26 年 6 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 27 年 8 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 28 年 11 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 29 年 6 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、令和 1 年 5 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、令和 1 年 10 月 1 日より一部改正し施行する。
本規程は、令和 2 年7月1日より一部改正し施行する。
本規程は、令和 3 年 4 月1日より一部改正し施行する。
本規程は、令和 4 年 3 月1日より一部改正し施行する。
本規定は、令和 5 年 5 月 1 日より一部改正し施行する。
本規定は、令和 6 年 10 月 1 日より一部改正し施行する。